# 「組合が監修する出版物等」の取り扱いに関するガイドライン

#### ■1. 目的

「組合が監修する出版物等」(以下、「出版物等」とする)とは、自然免疫制御技術研究組合が出版物等の内容について研究等合理的根拠にもとづいた事実に相違ないかを監修したものとし、本ガイドラインは、その出版物等の基本的な取り扱い事項と具体的事例を提示するものである。

## ■2. 出版物等の取り扱いに関する基本方針

- (1) 組合の名誉を毀損しないこと
- (2) 法令遵守、及び社会的規範に反しないこと
- (3) 出版物等は組合が実際に監修した内容であること

### ■3. 出版物等の内容、表記についてのルール

- (1) 出版物等に出版元(発行元)の事業者名を記載し、責任の所在を明らかにすること
- (2) 出版物等の発行日を記載すること
- (3) 出版物等に特定の企業、商品等のみに係る内容、あるいは特定の企業・商品等と分かる内容を 記載しないこと
- (4) 出版物等を特定の商品及びサービスの品質を保証・担保するものとしての使用、または、そのように見える使用をしないこと
- (5) 出版物等に組合名(監修)を記載する場合において、過度に強調しないこと
- (6) 紙媒体に限らず、Web サイト上に掲載する場合においても同様とする
- (7) 2. (3) に記載の内容は許可を受けずに変更しないこと
- (8) 出版物等の発行前もしくは Web サイト等に掲載前に組合に提出し確認を得ること

## 【出版物等の取り扱いに関する禁止事項の具体例】

- (1) 特定商品の販売促進活動に利用すること
- (2) 特定商品のカタログ、パンフレット等販促物との同送すること
- (3) 特定商品の発送に同梱すること
- (4)組合名を出版元より目立つように表記、あるいは出版元と並列的に表記すること

## ■4. その他

- (1) 出版物等により損害が発生した場合、発行元が自己の責任と負担において必要な措置を講ずることとし、組合は一切の責任を負わない
- (2)組合が不適切と認めた場合は、監修の取り消しや停止等の措置をとることができる
- (3)本ガイドラインは組合監修の出版物に限るものである。それ以外の組合名称の使用等に関しては別途協議することとする 以上